平成28年度 下関市介護保険サービス事業者集団指導

《個別編》

1, 4

(通所介護、地域密着型通所介護、介護予防通所介護、 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

資 料

下関市福祉部介護保険課

〔 目 次 〕

| 実地指導の際、どのような点に注意すればよいか? | 1 |
|-----------------------------|----|
| 勤務形態一覧表に係る留意事項 | |
| 事業所の利用定員を18人をまたいで変更する場合について | 8 |
| 利用者数・利用定員と人員配置の考え方について | 9 |
| 機能訓練指導員の配置について | 11 |
| 事業所の屋外でのサービスについて | 13 |
| 送迎を行わない場合の減算の取扱いについて | 14 |
| 各種届出の際の留意事項について | 15 |
| 運営推進会議について | 16 |

実地指導の際、どのような点に注意すればよいか?

平成27年度は、実地指導を23件実施いたしました。事項別是正改善指導 状況の概要は以下のとおりです。

| | 実地指導時の状況 | 指導内容 | |
|----------|----------------------------|-----------------------------------|--|
| | 運営規程及び重要事項説明書について、内容に | 利用者に対する説明責任として、重要事項説明書及び運営規 | |
| | 誤りや不十分な箇所があった。 | 程において、整合を図った上で誤っている箇所を訂正するこ | |
| | | と。なお、運営規程に変更が生じた場合は、その日から10日 | |
| | | 以内に届け出ること。 | |
| | 【運営規程】 | | |
| | 従業者の員数及び兼務関係等が実態と異なっ | 実態に即した従業者の員数及び兼務関係等に訂正するこ | |
| | ていた。 | ٤. | |
| | | ᅌᇄᆝᄄᄱᅺᇭᅀᄱᆒᄼᄽᇬᆒᇈᇝᇰᅒᅷᇎᇎᅷᄀᇹᇈ | |
| | 利用料の負担割合について、一定以上所得者 | 一定以上所得者の負担割合が2割となる記載をすること。 | |
| | の場合は2割となる旨の記載がなかった。 | | |
| 運 | 一部職種の職務内容に関する記載がなかっ | 職務内容について記載すること。 | |
| 運営規程 | <i>t</i> ∈. | | |
| | | *D 1 > 2 *** *** T + 3 1 | |
| 要事 | サービス提供時間の記載に誤りがあった。 | 誤っている箇所を訂正すること。 | |
| 重要事項説明書】 | 通常の事業の実施地域外に居住する利用者 | 誤っている箇所を訂正すること。 | |
| 明書 | への送迎費用にかかる記載に誤りがあった。 | | |
| | / | | |
| | 【重要事項説明書】 | | |
| | 介護報酬改定にともなう利用料金の変更につ | 利用料金は、利用者にとって重要な事項であるため、変更 | |
| | いて、文書により利用者に説明し同意の署名を得 | する場合は、文書にて説明し同意のうえで交付をすること。ま | |
| | ていたが、当該文書を交付していなかった。 | た、「交付を受けました」等の文言を追記し、利用者に交付した | |
| | | ことが書面にて確認できるよう様式を調整すること。 | |
| | 通所介護サービスにおいて提供する昼食代・ | 通所介護サービスにおいて提供される昼食代、おむつ代及 | |
| | 教材費・おむつ代について「税別」と記載し、消費 | びその他の日常生活費は、居宅介護サービス費の支給に係る | |
| | 税課税額を利用者から徴収していた。 | 居宅サービスに該当するため、非課税として取扱うこととし、現 | |
| | | 在記載の料金を訂正すること。 | |

| | 実地指導時の状況 | 指導内容 |
|-----|---|--|
| | [掲示] 掲示されている運営規程及び重要事項説明書 の内容が現況と異なっていた。または最新ではな かった。 | 現況に合わせた最新の内容の掲示を行うこと。 |
| | 【通所介護計画・介護予防通所介護計画】 サービスの実施状況の記録や評価を行い、利用者又は家族に説明しているとのことだったが、評価の内容及び利用者又は家族に説明したことが書面にて確認できなかった。 | 通所介護計画の目標及び内容については、計画期間終了 時等には、その実施状況の記録や評価を行いその内容を記 録し、利用者又は家族に説明を行った旨も記録すること。 |
| | 通所介護計画について利用者に説明し同意の 旨の署名を得ていたが、当該計画を交付していな かった。 | 利用者又はその家族に当該計画にかかる説明を行い、同意の旨の署名を得た後は速やかに交付すること。 |
| 連省】 | 通所介護計画の内容について利用者又はその 家族に対して説明し、同意を得ていたが、一部同 意日の遅れが見受けられた。 | 通所介護計画に対する同意は、指定通所介護提供前もしくは提供日までに得ること。また、同意後速やかに交付すること。なお、説明を受ける家族が遠方に居住する場合など、やむを得ず交付が遅れる場合は、利用者又は家族に説明を行い、口頭で同意を得るなどし、同意日等必要事項を記録しておくこと。 |
| | サービス提供時間が、居宅サービス計画に位置づけられているものとは異なる通所介護計画が作成され、通所介護が提供されている事例があった。 | 通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成すること。 なお、居宅サービス計画の変更の必要性がある場合等は、担 当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員に連絡し、居 宅サービス計画及び通所介護計画を変更すること。 |
| | 【指定通所介護の具体的方針】 貴事業所では屋外でのサービスも提供されているが、利用者の通所介護計画への位置付けが不十分であった。 | 事業所の屋外でサービスを提供することで、効果的な機能 訓練等のサービスが提供できる旨を、あらかじめ通所介護計 画へ位置付けること。 |

| | 実地指導時の状況 | 指導内容 |
|------------|-----------------------------|---------------------------------|
| | 【秘密保持等】 | |
| | 一部の従業者について、秘密保持に関する誓 | 全従業者から秘密保持に関する誓約書を雇用前に徴収す |
| | 約書を徴収していなかった。また、雇用開始後に | ること。 |
| | 徴収した事例があった。 | |
| | 【緊急時・事故発生時等の対策】 | |
| 運営 | 市に報告が必要な事故が発生していたにも関 | 市に報告が必要となる事故については、速やかに事故報告 |
| | わらず、報告がされていない事例があった。 | 書を提出すること。 |
| | 【会計の区分】 | |
| | 指定通所介護事業と指定介護予防通所介護 | 指定通所介護事業と指定介護予防通所介護事業につい |
| | 事業の収入額が把握できなかった。 | て、決算時にそれぞれの収入額が把握できるよう管理するこ |
| | | と。 |
| = | 届出されている図面が現況と異なっていた。 | 現況に合わせて平面図の変更を行うか、届出時の状態に回 |
| 設備基準】 | | 復させること。なお、事業所の平面図の変更を行った場合は、 |
| 準 | | 変更の日から10日以内に届け出ること。 |
| | 複数の従業者が生活相談員を兼務しているた | 各サービス提供日において、専従の生活相談員が特定でき |
| | め、現状の勤務表の様式では、各サービス提供 | るよう、勤務表の様式を調製すること。 |
| | │日における生活相談員の配置状況が確認できな │ | |
| | かった。 | |
| | 看護職員兼機能訓練指導員として勤務する従 | 各職種の勤務状況について、勤務開始及び終了時刻が書 |
| | 業者について、それぞれの職種における従事状 | 面にて確認できるよう、勤務表の様式を調整すること。 |
| 大 員 | 況が確認できなかった。 | |
| | 同一法人が運営する貴事業所に併設する有料 | 常勤か非常勤かは、通所介護事業所のみに従事した勤務 |
| | 老人ホームでの勤務時間(夜勤や日勤)と通所介 | 時間をもって判断し、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達 |
| | 護事業所での勤務時間の合計で常勤・非常勤の | しない場合は非常勤として取り扱うこと。 |
| | 別を判断しており、通所介護事業所のみでの勤 | |
| | 務時間が、常勤の従業者が勤務すべき時間数に | |
| | 達していない従業者を常勤として記載していた。 | |
| | | |

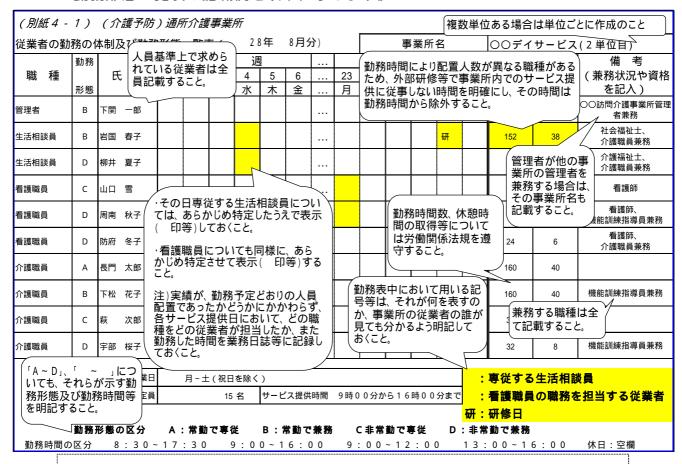
| | 実地指導時の状況 | 指導内容 |
|------------|---|---|
| 大 員 | 通所介護事業所の管理者は、生活相談員としての職務を兼務しているが、月に1日程度、有料老人ホームの夜勤に従事しており、兼務が認められない人員配置となっていた。 | 管理者の他の職務との兼務について、速やかに人員配置の見直しを行うこと。 |
| | 【区分の取扱い】 平成27年度における通所介護費の区分の算出について、業務日誌における利用者数の記録により、報酬算定における事業所規模の区分に変更がないことは確認できたが、7時間未満の利用者数に所定の係数を乗じずに1月あたりの平均利用延人員数を算出していた。 | 所定の算出方法により1月当たりの平均利用延人数を算出し、任意様式で提出すること。 |
| 報酬】 | 【個別機能訓練加算()·()共通】 個別機能訓練に関する記録について、実績となる実施時間及び訓練内容を記録していたが、 個別機能訓練加算()及び()を区分せず記録していたため、それぞれの加算にかかる実施時間及び訓練内容が不明であった。 | 個別機能訓練加算()及び()は、目標にかかる算定要件の趣旨や人員要件も異なることから、各訓練の実施にあたり、実施時間、訓練内容及び担当者について、対応する加算の算定要件を満たしていることが確認できるよう、明確に区別し記録すること。 |
| | 個別機能訓練の開始時及びその後3月ごとに 1回以上行う居宅訪問について、訪問は行ってい るとのことであったが、記録が確認できなかった。 | 開始時及びその後3月ごとに1回以上行う居宅訪問については、訪問日時、訪問者及び訪問時に確認した生活状況等の必要事項を記録すること。 |
| | 個別機能訓練に関する記録に「実施時間」及び「担当者」の記載がなかった。 | 個別機能訓練の「実施時間」及び「担当者」は利用者ごとに保管されるべき記録の一部であるため、利用者ごとに必ず記録すること。 |

| | 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護) | | |
|----|--|---|--|
| | 実地指導時の状況 | 指導内容 | |
| | 個別機能訓練加算()にかかる目標について、算定要件の趣旨に沿うものではなかった。 | 当該加算は、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(1人で入浴が出来るようになりたい等)を設定し、当該目標を達成するために機能訓練を実施するものであるため、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ、目標を設定すること。なお、居宅サービス計画の内容から目標設定等が難しい場合は、担当する介護支援専門員と連携し、居宅サービス計画の変更を行うなどの対応により、具体的かつ分かりやすい目標とすること。 | |
| | 【認知症加算】 人員要件について、サービス提供日ごとの従業者の勤務状況で確認しているとのことであったが、生活相談員兼介護職員である従業者の介護職員としての従事時間の記載がなく、書面にて人員要件を満たしていることが確認できなかった。 | 適正な請求の確保のため、各サービス提供日ごとに看護職員又は介護職員の勤務時間数を明確に記録し、1月における当該職種の勤務時間について、常勤換算を用いた本加算の人員要件を満たしていることが確認できるよう様式を調製すること。 | |
| 報酬 | 認知症のケアについては、事業所内での研修をもとに、各利用者に応じた訓練内容で対応しているとのことであったが、本加算で定めるプログラムを書面で作成していなかった。 | 認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを書面で作成すること。 | |
| | 看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する人員要件について、定員11人以上の通所介護事業所に定める看護職員の職務としての従事時間を含めたまま常勤換算方法による算出を行っていた。 | 適正な請求の確保のため、所定の算出方法に則り、定員1 1人以上の通所介護事業所に定める看護職員の職務としての 従事時間は除外したうえで、再算出を行うこと。 | |
| | 【運動器機能向上加算】 利用者の短期目標に応じ、おおむね1月間ごと にモニタリングを実施しているとのことだったが、 記録を確認できなかった。 | モニタリング内容は記録し、適正に保管すること。 | |

| | 実地指導時の状況 | 指導内容 |
|----|--|---|
| | 訓練開始時に、看護職員等によるリスク評価を 行っているとのことであったが、記録を確認できな かった。 | リスク評価についても、記録すること。 |
| | 利用開始後に体力測定を行っている事例があった。 | 体力測定は利用開始時までに実施することとし、サービス提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器機能の状況と併せて把握しておくこと。 |
| 報酬 | 運動器機能向上加算に関する記録に不十分な 箇所があった。運動器機能向上計画に、1回あた りの実施時間の記載がなかった。 | 利用者ごとに、1回あたりの実施時間についても記載すること。 |
| | 【サービス提供体制強化加算()】 生活相談員を兼務する介護職員が生活相談員 として勤務している時間も、当該加算の常勤換算 方法による職員の割合に含まれていた。 | 当該加算の介護職員の割合については、介護職員が生活 相談員として勤務している時間は除外したうえで算出すること。 |

勤務形態一覧表に係る留意事項

勤務形態一覧表の記載例を以下に示します。



上記における各職種の員数

管理者 常勤兼務(B,下関)1人

生活相談員 常勤兼務(B,岩国)1人、非常勤兼務(D,柳井)1人

看護職員 非常勤専従(C,山口)1人、非常勤兼務(D,周南·防府)2人

介護職員 常勤専従(A,長門)1人、常勤兼務(B,岩国·下松)2人、

非常勤専従(C,萩)1人、

非常勤兼務(D,柳井·防府·宇部)3人

機能訓練指導員 常勤兼務(B,下松)1人、非常勤兼務(D,周南·宇部)2人

従業者の人員体制は、常勤・非常勤の区別及び兼務関係を明確にした上で、勤務形態 一覧表だけでなく運営規程においても定めておくべき事項です。人事異動等により勤務 形態一覧表の修正が必要となった場合は、上記例を参考に遺漏のないよう作成の上、**運** 営規程における従業者の員数の記載内容と必ず整合を図ってください。(運営規程に変更が生じた場合は変更届が必要です。)

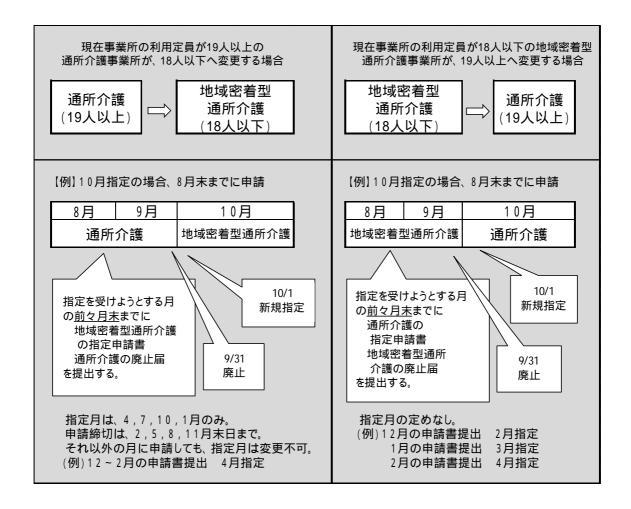
事業所の利用定員を18人をまたいで変更する場合について

平成28年度より、事業所の利用定員が18人以下の通所介護事業所は、地域密着型サービスである地域密着型通所介護事業所に移行しました。

現在、地域密着型通所介護事業所または通所介護事業所として運営している 事業所が、18人をまたいで定員を変更する場合は、変更前の現事業所の廃止 と、変更後の新規事業所としての指定が必要となります。

新規指定にあたって、手数料も改めて必要となります。

なお、地域密着型サービスは、地域密着型サービス運営委員会(3,6,9,12月に開催)において、事業所の指定について事前に協議する必要があるため、4,7,10,1月の1日が指定日となります。よって、地域密着型通所介護の指定申請書は、指定日の前々月である2,5,8,11月末までに提出してください。



利用者数・利用定員と人員配置の考え方について

(1)介護職員

指定(介護予防)通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護における介護 職員の員数については、以下のように定めています。

指定通所介護(指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護も同。以下同じ。)の **単位**ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(略)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数(略)で除して得た数が 利用者(略)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を越える場合にあっては15人を越える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

> 下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年12月25日下関市条例第70号)第100条第1項(3)

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年12月25日下関市条例第72号)第60条の3第1項(3)

下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成24年12月25日下関市条例第71号)第98条第1項(3)

ここでいう「<u>利用者の数</u>」とは、<u>実人数</u>を指すため、介護職員については、 サービス提供当日の利用者の実人数に応じた配置があれば良いこととなります。 なお、利用者の実人数が当初予定されていた数よりも多くなり、介護職員の 員数が足りない場合には、人員基準違反となりますので、利用者数の管理には 十分ご留意の上、適切な人員配置を徹底するようお願いします。

「単位」とは

「同時に、一体的に提供されるサービス」のこと。

同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、サービス提供が一体的に行われているといえない場合や、午前と午後とで別の利用者に対してサービスを提供する場合は、2単位として扱い、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。

(2)看護職員

看護職員(看護師又は准看護師。以下同じ。)の員数については、指定地域 密着型通所介護及び指定介護予防通所介護事業所においては、以下のとおり 配置人員の緩和規定があります。

地域密着型通所介護の創設に伴い、通所介護の規定からは当該項目は削除されました。

平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4 (通所介護、地域密着型通所介護、介護予防通所介護、

認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

当該指定地域密着型通所介護(指定介護予防通所介護も同。以下同じ。) **事業所の利 用定員**(略)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(略)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

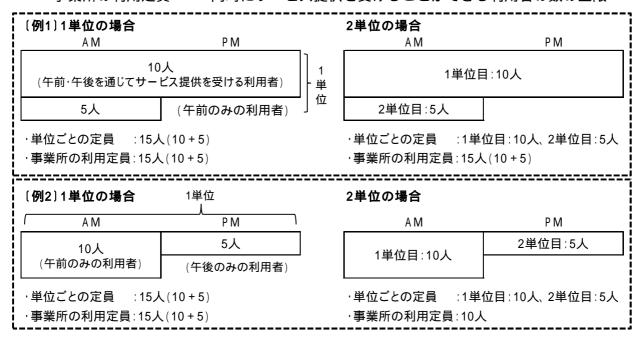
下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年 12 月 25 日下関市条例第 72 号)第第 60 条の 3 第 2 項 下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 24 年 12 月 25 日下関市条例第 71 号)第 98 条第 2 項

ここでいう「事業所の利用定員」とは、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限を指します。事業所の利用定員が11人以上の事業所においては、サービス提供当日の利用者数に関わらず、看護師又は准看護師(以下、「看護職員」という。)の配置が必要となりますので、ご留意ください。なお、事業所の利用定員が各曜日で異なる場合においては、そのうちの最大数(「利用者の数の上限」)を以って取り扱います。

【定員の取扱いについて】

定員には、「単位ごとの定員」と「事業所の利用定員」があります。

- 単位ごとの定員 ・・・あらかじめ定めた各単位における利用者の数の上限
- ・事業所の利用定員・・・同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限



機能訓練指導員の配置について

指定(介護予防)通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所及び指定 (介護予防)認知症対応型通所介護事業所(以下、「指定通所介護事業所等」と いう。)に配置する機能訓練指導員について、本市では、平成27年度より、以 下の取り扱いとしております。

平成27年7月1日以降(平成27年5月31日までの申請受付分)の新規指定事業 所について

機能訓練指導員として「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」を必ず1以上配置してください。

「1以上」以外に勤務時間等の基準は特に定めておりませんので、各事業所で提供する機能訓練の内容により必要人数や日数、時間数の配置をお願いたします。なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、上記ただし書きのとおり、生活相談員又は介護職員も兼務して差し支えありません。

平成27年7月1日までに指定を受けている事業所について

機能訓練指導員に「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」が1以上配置されていない場合は、平成28年3月31日までに配置を行い、指定事項等変更届等を以って届け出てください。「1以上」以外に勤務時間等の基準は特に定めておりませんので、各事業所で提供する機能訓練の内容により必要人数や日数、時間数の配置をお願いたします。なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、上記ただし書きのとおり、生活相談員又は介護職員も兼務して差し支えありません。

また、有資格者の確保及び周知期間として、平成27年4月1日から1年間の経過措置期間を設けております。当該期間終了後に有資格者の機能訓練指導員が配置されていない場合は、人員基準欠如として指導対象とし、人員基準欠如の解消がなされない場合は指定更新を行いませんのでご留意ください。

「指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について(通知)」 平成 27 年 3 月 18 日付下介第 392 号

平成28年4月1日以降、指定事項等変更届出時等に、適宜各事業所における有資格の機能訓練指導員の配置状況について確認させていただいております。

利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありませんが、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者が行う必要があります。(下記「機能訓練指導員について」参照)

上記資格を有する機能訓練指導員の配置については、機能訓練に関する加算 を算定しない指定通所介護事業所等においても求めているところですが、当該 有資格者の配置時間については特に定めておりません。

上記資格を有する機能訓練指導員が配置されていないサービス提供日があっても問題はありませんので、上記趣旨を踏まえたうえ、事業所で行う機能訓練の内容及びその頻度に応じて、必要な人数、日数、時間数分を勘案し、有資格の機能訓練指導員を配置してください。

機能訓練指導員について

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされていますが、この『<u>訓練を行う能力を有する者</u>』とは、<u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)</u> 柔道整復師またはあん摩マッサ<u>ージ指圧師の資格を有する者</u>とされています。

ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えないこととされています。

資格の有無による各種機能訓練の実施可否

| | 日常生活上必要な機能の 減退防止のための機能訓練 | 日常生活、レクリエーション、 行事を通じて行う機能訓練 |
|------|-----------------------------|--------------------------------|
| 有資格者 | | |
| 無資格者 | × | |

ここでいう資格とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、 柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を指す

事業所の屋外でのサービスについて

指定(介護予防)通所介護、指定地域密着型通所介護及び指定(介護予防) 認知症対応型通所介護については、事業所内でのサービス提供が原則ですが、 事業所の屋外におけるサービス提供について下関市では、以下 ア) イ)の取 扱いとしています。(下介第1167号平成26年6月5日付け文書、下介第7 11号平成23年4月25日付け文書により通知済み)

各通所系サービス事業所におかれましては、以下について十分ご理解の上、 屋外サービスの提供に当たり適切な運営をしていただくようお願いいたします。

ア)屋外サービス

機能訓練の範囲として年間事業計画・通所介護計画に位置付けられていること。

自立支援に効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。 外出頻度の目安が、年間事業計画に位置付けられる程度(概ね月1回) であること。

外出場所の目安が、車等により片道20分程度で移動できる範囲(屋外サービスの時間は概ね2時間以内)であること。

イ)日課の機能訓練の一環として行う事業所屋外での訓練

事業所に隣接する敷地における訓練であること。

上記 の場合であって、全行程(事業所を出てから事業所に戻るまで)において、徒歩や車いすによる機能訓練であること。

〔留意事項〕

- ・ア)及び イ)のいずれの場合においても、人員配置について、事業所内の利用者には、事業所内の利用者数に応じた人員配置基準上必要とされる職員数を配置すること。屋外サービス利用者には、その人数を勘案し、安全に配慮した職員数を配置のこと。
- ・居宅サービス計画に位置付けようのない、単なる行楽(日帰り旅行等)や物資 購入を目的とした外出は認められない。
- ・外出先への直行直帰のサービス形態は、いかなる場合も算定できない。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (http://www.city.shimonoseki.lg.jp/)

事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

介護保険サービス事業者関係通知集

送迎を行わない場合の減算の取扱いについて

平成27年度より、事業者が送迎を行わない場合の減算(以下、「送迎減算」という。)について、以下のとおり規定が設けられ、利用者が自ら通う場合や、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合に、 片道につき送迎減算の対象となりました。

利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業)(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所)との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)別表 6 の注 17 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生省告示第 119 号)

ただし、これはあくまで利用者本人や利用者の家族等により送迎の代替手段の確保が可能な場合の取り扱いであり、通所系サービスは、利用者の居宅まで送迎を行うことが原則です。<u>利用者や利用者の家族等による送迎手段の確保が困難であるにもかかわらず、事業者側が送迎減算を行うことを理由に、、当該利</u>用者の送迎を行わないことは認められません。

また、<u>訪問介護サービス等の外出介助を利用し、通所系サービスの送迎の代</u>替手段とすることもできませんので、御留意ください。

事業者の都合により送迎の対応が困難な場合においては、送迎が可能な他の 事業所の利用を検討する等してください。

なお、送迎の有無にかかる利用者側からの要望に対しては、介護支援専門員等の意見も踏まえて適切に判断することとし、利用者の心身の状況や置かれた環境をもとに、各事業所において柔軟な対応を行ってください。

建物の形状等からみて玄関等による内と外の区分けが困難な場合、道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることが出来ない場合など、建物又は地理的な要因等から妥当とされる場合は、例外的に居宅までの送迎を行わないことが認められます。

参考

「訪問介護における『通所介護の送り出し』等と通所介護の送迎の関係について」 (平成 25 年 10 月 28 日付下介第 1919 号)

各種届出の際の留意事項について

平成28年度の制度改正に伴い、定員18人以下の指定通所介護事業所は、 指定地域密着型通所介護事業所に移行したところですが、指定事項等変更届等 の市へ提出が必要な各種様式については、<u>指定居宅サービス及び指定介護予防</u> サービスに係るもの(様式A) 指定地域密着型サービスに係るもの(様式B) で様式が異なります。

ついては、新たに指定地域密着型通所介護事業所に移行した事業者において は、以下の届出の際、指定地域密着型サービスに係る様式で届出を行うよう留 意してください。

なお、指定地域密着型通所介護と指定介護予防通所介護を一体的に運営している事業所については、<u>指定地域密着型通所介護に係る届出(様式A)と指定</u>介護予防通所介護に係る届出(様式B)の両方が必要となります。

- ・指定申請書
- ・指定更新申請書
- ・指定事項等変更届
- ・廃止・休止・再開届出書

指定地域密着型通所介護と指定介護予防通所介護の届出を行う場合、任意様式の添付書類については両サービス併せて1部の提出で差し支えありませんが、「**誓約書」「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」**はそれぞれ様式が異なりますので、必ず両方のサービスに係るものをご提出ください。

[ホームページ掲載場所]

下関市ホームページトップページ(http://www.city.shimonoseki.lg.jp/)

事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

介護保険サービス事業の申請様式等について(訪問通所系サービス)

介護保険サービス事業の申請様式等について(地域密着型サービス)

<u>様式 A</u> 様式 B

運営推進会議について

平成28年4月より、地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型(介護予防)通所介護事業所においては、地域密着型サービスとしてそれぞれの日常生活圏域に密着した介護サービスであることを踏まえて、運営推進会議の設置に関する基準が新たに設けられました。

基準

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年12月25日条例第72号)第60条より抜粋

解釈通知

(9)地域との連携等

基準第34条第1項に定める運営推進会議は、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。(中略)また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。(以下、略)

運営推進会議における報告等の記録は、基準第36条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

基準第34条第3項は、指定地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定地域密着型通所介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

以下は、市へ寄せられた質問の一部です。今後の運営推進会議(以下、「会議」 といいます。) 開催及び事業運営にあたり、参考としてください。

- 【問1】会議の構成員である「知見を有する者」とは?
- 【答1】知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに 携わっている者なども含め、地域密着型デイサービスに関して知見を有する者として客観 的、専門的な立場から意見を述べることができる者が考えられます。(厚労省 Q&A を準用)
- 【問2】構成員に対し参加の依頼をしたものの、参加いただけない場合の取扱いは?
- 【答2】会議の開催の目的は、地域の連携を図り、事業所の運営の透明性を確保することにあるため、構成員の多くが参加することが望ましいと考えますが、当該会議の開催の周知を行った上で、不参加となることはやむを得ないと考えます。なお、参加されなかった構成員に対し、実施された当該会議の内容等を適切な方法で周知するよう努めてください。
- 【問3】会議の開催は、事業所の営業時間帯でもよいか。
- 【答3】営業時間帯に開催する会議に従業者が出席した場合であっても、当該従業者を除くサービス提供に従事する従業者について、人員基準が確保されているのであれば、差し支えありません。なお、利用者の参加については、当該会議参加に係る時間を通所介護サービスの提供時間と取り扱うことはできません。
- 【 問 4 】会議の構成員には、高齢であったり交通手段の無い方もいるが、このような方が 当会議に参加するにあたり、事業所の公用車を使用し、無償で送迎を行うことは可能か。
- 【答4】会議の参加者を送迎することについて、介護保険関係法令に明確な規定はないため、山口運輸支局へ問い合わせる等関係法令を確認の上、各事業所にて判断してください。
- 【問5】会議の開催手順等、具体的に教えてほしい。
- 【答5】実施方法や実践例については、『**認知症グループホームにおける運営推進会議ガイドブック』**をご活用ください。(公益社団法人日本認知症グループホーム協会ホームページ掲載の調査・研究事業報告から参照できます。☞<u>http://ghkyo.or.jp/</u>)

- 【問6】運営推進会議では、何を話し合えばよいか。
- 【答6】会議で話し合うテーマは、会議の目的(解釈通知第3の二の二(9)))に沿って設定します。目的に沿ったものであれば、利用者の生活に関わる広い範囲内で設定することも構いません。(答5記載のガイドブック参照)
- 【問7】議事録の公表は、どのような方法で行えばよいか。利用者(家族)へ書面で伝えなければならないか。
- 【答7】各利用者やその家族へ書面で通知することまでは求めていません。会議の議事録を事業所に掲示するなどの方法で差し支えありませんので、それぞれの事業所において効果的であると判断される方法で公表・周知を行ってください。
- 【問8】初回開催月は指定があったが、次回は指定があるのか。
- 【答8】初年度の上半期分については、開催が特定月に集中することを避けるため、予め割り振りましたが、次回以降は各事業所にて構成員のご都合等を勘案し、開催日時を決定してください。なお、市及び包括の両方から職員を派遣することになっている事業所以外は、基本的に、開催日時決定に係る介護保険課への報告は不要です。